

令和4年度男女共同参画推進事業〈女性研究者研究費支援〉公募要領

■目的

大分大学の女性研究者の研究力向上とリーダー育成に繋がり、今後の研究費の獲得やキャリアアップ、次世代のモデルとなる研究の推進を目的とする。

■申請の手続き等

1. 提出期限：人事課ダイバーシティ推進支援係への提出期限 令和4年5月 31日（火）
2. 申請資格者：本学に在籍する女性の教育職員、技術職員、教務職員、医員
※府省共通研究開発管理システム（e-Rad）に研究者情報を登録し、研究者番号を取得している者。
3. 申請に関する条件等：
 - 1) 本経費の配分を受けた申請者は、令和5年度科研費又は令和4年度中に公募されるその他競争的外部研究資金に必ず応募するものとする。
 - 2) 研究マネジメント機構が実施する「研究力強化推進プロジェクト」に研究代表者として応募する者も、これに応募することは可能であるが、「戦略的重点」、「発展(A)」、「発展(B)」、「発展(C)」との重複受給は認められない
4. 申請額：1件につき50万円を上限とする。
5. 申請書類
申請書 紙媒体（1部）及び電子データ（word 及び Excel）で提出すること。
・・・様式（1-1、1-2）

■申請できない経費

事業の遂行に必要な経費であっても、以下の経費への使用は認めない。

- ① 建物等施設の建設及び改修、不動産取得に関する経費。ただし、本経費により購入した設備備品の据付費については申請することができる。共通的に使用される物品等に係る経費であり、部局経費や、基盤研究経費で購入することが妥当であるもの（例：PC、タブレット、机）。
- ② 事業に参画する者の人件費・謝金
申請者（研究代表者）、研究分担者の人件費・謝金
- ③ 研究協力者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間に応じて支払う経費（実験補助等）以外の経費
- ④ 懸賞金（金券を含む）
- ⑤ 設備備品の維持管理費
- ⑥ 研究期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ⑦ その他当該研究課題の実施に関係のない経費

■審査

本経費は、以下の基準並びに方法により審査する。

1. 審査基準
女性研究者の研究力向上とリーダー育成に繋がることが期待できるか。
2. 審査方法
ダイバーシティ推進本部男女共同参画推進室員により書面審査を行い、別表の評点区分に基づいて5段階で採点する。

別表

評点	評価	コメント
4	卓越している。 (ぜひ採択すべきである)	
3	優れている。 (助言を付して採択すべきである)	優れている点および助言
2	良い。 (一定の修正を加えれば採択には値する)	修正の提案、 留意すべき点等
1	やや問題がある。 (採択には相当の修正と再審査を要する)	再審査に必要な要点等
0	問題がある。 (採択に値しない)	致命的な問題点等

3. 審査結果

上記審査結果に基づき、ダイバーシティ推進本部長が決定する。

■採択後の申請者の責務

本経費の配分を受けた申請者は、事業の実施及び配分された経費の執行に当たって、以下の条件を守らなければならない。

【重要】研究倫理教育、コンプライアンス教育について

研究代表者および研究分担者については、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定)及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定、令和 3 年 2 月 1 日改正)及び本学の関係規程及び研究不正防止計画及び研究不正防止計画に基づき、研究倫理教育(eL CoRE)、コンプライアンス教育を受講し、適切な研究・執行に努めること。また研究データの保管に関しては全学的な指針に従うものとする。

(1) 事業の推進

申請者は、研究課題遂行上のマネジメント、成果の公表等、研究課題の推進全般についての責任を持つこと。

(2) 経費の執行及び管理

配分を受けた経費の執行及び管理に当たっては以下の点に留意すること。

- ① 本経費は、令和 4 年度事業予算であるため翌年度へ繰り越して使用することはできない。経費の執行については、令和 5 年 2 月末納品等完了を目途とする。
- ② 申請者及び経費の一部を使用する研究分担者は、経費の執行状況を常に把握するとともに、経費の使用に当たっては本学の契約及び支払いに関する諸規定に従い、公正かつ効率的な経費の使用に努めなければならない。

- (3) 女性研究者支援の取組への協力
本経費の配分を受けたものは、ダイバーシティ（男女共同参画）推進の取組に協力するものとする。また、年度内開催の研究成果報告会において成果報告を行うものとする。
- (4) 取得財産の管理
本経費により取得した研究設備等の財産の所有権は、本学に帰属する。（申請者及び研究分担者には帰属しない。）
したがって、申請者及び研究分担者は、事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、設備の相互利用・共同利用の推進に努め、当該財産を処分する必要がある場合には、必ず事前に学長の承認を受けなければならない。
また、当該財産を処分したことによって得られた収入は、全て本学に帰属する。
- (5) 知的財産権の帰属
本経費により得られた知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラム及びデータベースに係る著作権等権利化された無体財産権及びノウハウ等）の帰属は、国立大学法人大分大学職務発明規程による。
- (6) 収益納付
成果の実用化、成果の他への供与等により収益が得られた場合、その収益の帰属は、国立大学法人大分大学職務発明規程による。

■支援対象の成果報告

提出書類

研究成果報告書 1部を提出すること ・ ・ ・ ・ ・ 様式（2-1、2-2）

本経費の配分を受けた申請者は、研究成果報告書を、**令和5年3月25日（金）**までに提出する。
また、本経費の配分を受けた申請者は、研究成果報告会において成果報告を行うものとする。

【問合せ先】

ダイバーシティ推進本部男女共同参画推進室

担当：ダイバーシティ推進支援係・首藤

内線 8573（巨野原キャンパス）、10-8573（挾間キャンパス）

E-mail：fsupport@oita-u.ac.jp